

災害被災者を対象とした市営住宅等の一時使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災及び風水害等の自然災害（以下「災害」という。）により住宅に被害を受け居住不能となった者（以下「り災者」という。）の市営住宅等の空き家の一時的な使用（以下「一時使用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 一時使用の対象者は、本市内に存するり災した住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、り災した日が申込日の3月以内の者（り災の原因が火災である場合においては、当該火災を故意に発生させたり災者を除く。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける区域に存するり災した住宅に居住していたり災者で一時的な居住場所の確保が困難な者、かつ、り災した日が申込日の6月以内の者。

(り災者であることの認定)

第3条 り災者であることの認定は、官公署が発行するり災証明書その他災害の被害を受けたことを証する書類により確認する。

(一時使用)

第4条 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可により行う。

- 2 一時使用の期間は、り災した日から2月以内とする。ただし、り災者が使用期間の延長を申し出た場合、1月の延長をすることができる。
- 3 前項ただし書の規定により使用期間を延長し、当該使用期間が満了する場合において、当該使用に係るり災者が当該市営住宅等を明け渡すことにより著しい不利益を受けると認められるときは、使用期間が通算して1年間を超えない範囲内において、使用期間を更に延長することができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、災害救助法の適用を受ける区域内において同法の適用を受ける原因となった災害の場合の一時使用の期間は、り災した日から6月以内とする。ただし、り災者が使用期間の延長を申し出た場合、6月の延長をすることができる。
- 5 第2項及び第4項の規定による一時使用期間中の使用料（第3項の規定により更に延長された期間に係る使用料を除く。）は、免除するものとする。

- 6 市営住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに共益費その他これに準ずる費用は、一時使用の許可を受けた者が負担する。
- 7 本要綱に規定する事項を除き、千葉県営住宅条例（以下「条例」という。）、千葉県営住宅条例施行規則及び千葉県公有財産規則を適用する。

（申請手続）

第5条 前条の許可を受けようとする者は、り災後1月以内の行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減額・免除申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 官公署が発行するり災証明書その他災害の被害を受けたことを証する書類
 - (2) 誓約書（第1号様式）
 - (3) 住宅明渡しに係る今後の予定について
 - (4) 住民票
- 2 前条第2項ただし書及び第4項ただし書に規定する使用期間の更新を申請しようとする者は、使用許可期間が満了する日の1月前までに行政財産使用申請書及び延長誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可）

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、行政財産使用許可書によりり災者に通知する。

（許可の取消）

第7条 市長は、一時使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、市営住宅等の明渡しを求めることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 千葉県公有財産規則の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとし、又は受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（一時使用に充てる市営住宅）

第8条 一時使用に充てる市営住宅等は、管理に支障がないもので、現状のまま使用可能な空き家住宅とし、り災者の世帯人員、従前の居住地域等に可能な限り配慮して決定するものとする。

(明渡し時の修繕等)

第9条 一時使用の期間満了等により市営住宅等の明渡しが行われた場合、修繕及び原状回復に係る費用（以下「修繕費等」という。）は、徴収しないものとする。ただし、通常使用による損耗以外で、一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等に係る修繕費等及び残置物の処分費については、この限りでない。

(特定入居)

第10条 市長は、住宅を滅失していると認められる者に限り、入居資格を備える者が市営住宅等への入居を希望したときは、別に定めるところにより条例第5条第1号の規定による特定入居をさせることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。